

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免について Q&A

埼玉土建国民健康保険組合

Q1 申請の期限がありますか。

(答)

申請期限は令和2年12月15日までとなります。

Q2 申請は郵送でも可能ですか。

(答)

感染拡大防止のため、郵送による申請を推奨します。郵送をされる方は、HPから申請書を印刷して、所属支部宛に郵送してください。印刷環境の無い方は支部へお問い合わせください。

Q3 令和元年中の事業収入について、まだ確定申告していない場合でも申請ができるか。

(答)

国税庁で申告期限を延長しているところですが、確定申告がまだされていない場合、減免についての判定をすることができません。確定申告をしていただき、申請をしてください。

Q4 前年の事業収入等の確認で確定申告書に収受印又はe-Taxの受付番号がないが受け付けてもらえるか。

(答)

収受印や受付番号のないものでは認められません。税務署で保有個人情報の開示請求をしていただければ原本のコピーを発行してもらえます。開示請求には運転免許証などの本人確認書類と300円の手数料がかかります。

Q5 確定申告書で収入の記載を省略しているものは受け付けられるか。

(答)

収入の確認が必要になりますので、確定申告書に収入の記載がない場合は、収支内訳書と合わせて提出してください。

Q6 「重篤な傷病」とは、どのような場合を指しますか。

(答)

1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い(心肺停止の恐れがあり、人工心肺や人工呼吸器の使用をする)場合を指します。申請時には、医師の診断書により確認いたします。

Q7 「主たる生計維持者」とは組合員のことを指すのか。

(答)

収入等の金額や税法上の扶養控除等を勘案して妥当なものとなりますので、国保組合では基本的に組合員と考えます。ただし、国保組合の被保険者でない場合や、世帯の別の組合員が主たる生計維持者に該当する場合は、住民票と組合員及び主たる生計維持者の課税証明書等により、主たる生計維持者の確認をさせていただきます。

Q8 共働きなど生計を維持するものが複数いる場合でも、「主たる生計維持者」は一人か。

(答)

「主たる」なので一人です。

Q9 株の取引による収入等は含まないのか。

(答)

事業収入、不動産収入、又は給与収入のいずれかとなりますので、株の取引による収入等は含みません。

Q10 「事業収入等のいずれかの減少」については、事業収入等の「合計額」の減少見込みではなく、「いずれか」の減少見込みで判断するのか。

(答)

「いずれか」の減少見込みにより判断します。

Q11 国や都道府県から支給される各種給付金(特別定額給付金や持続化給付金等)については、「当該減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)」における、「保険金、損害賠償等により補填されるべき金額」に含まれるのか。

(答)

国や都道府県から支給される各種給付金については、事業収入等の計算に含まれません。

Q12 休業手当は「保険金等の補填される金額」に含まれるのか。

(答)

保険金や損害賠償金等であり、休業手当、休業補償、傷病手当金等は含まれません。ただし、会社から支払われる休業手当は総収入に含まれます。

Q13 保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額について証明する書類は、どのようなものを想定しているのか。

(答)

保険金、損害賠償等により補填されるべき金額については、その有無を申請書に記載すること等により申告していただいた上で、該当するものがある場合には、帳簿や保険契約書等により確認します。

Q14 減免の申請に関して、個人事業主、一人親方の提出書類で収入が分かる帳簿等とは。

(答)

売上台帳の写し、月次の財務諸表、金銭出納帳、などがあげられます。

Q15 法人代表者の場合、会社の売り上げでの見込むことは可能か。

(答)

国保料の減免は、組合員個人の収入減少が 30%以上見込まれる場合となりますので、会社の売り上げで見込むことはできません。

Q16 持続化給付金の給付通知書をもって、全額免除の対象となるか。

(答)

見込み方法が違うため、認められません。

Q17 主たる生計維持者である組合員が新型コロナウイルスにかかって死亡した場合、資格喪失となりますが、死亡日までの保険料は減免の対象となるか。

(答)

減免の対象となります。

Q18 保険料の減免は、死亡した又は重篤な傷病を負った時期にかかわらず、令和 2 年 2 月分から減免されるのか。

(答)

令和 2 年 2 月分から減免の対象となります。

Q19 保険料の減免が決定するのはいつ頃か。

(答)

7 月に申請される方は、減免決定した場合は、9 月中頃に通知をいたします。

8 月に申請される方は、減免決定した場合は、9 月中又は 10 月中に通知いたします。以降、申請月の翌月又は翌々月に通知いたします。

Q20 保険料の減免はどのようにおこなうのか。

(答)

令和 2 年 2 月分から令和 2 年 8 月分までの保険料の減免分は、支部から返金等によりお返しいたします。

Q21 事業収入と不動産収入など、複数の収入が 30%以上減少見込みとなる場合の扱いは。

(答)

事業収入、不動産収入、給与収入のいずれかで、30%以上減少が見込まれる収入が複数該当する場合は、もっとも減免割合が高くなる収入で申請してください。